

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を取得した皆様へ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、「法」といいます。）に基づく認定を取得した計画は、今後、下記の手続きが必要になりますので、ご承知おきください。

また、計画に従って認定を受けた長期優良住宅の建築及び維持保全が適正に行われていない場合には計画の認定を取消す場合がございます。

記

1. 認定を受けた住宅の建築及び維持保全に関する計画を変更しようとするときは、本市に変更の認定を申請してください。ただし、以下に掲げる軽微な変更である場合はこの限りではありません。
 - ・ 住宅の建築に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更
 - ・ 法第5条第3項の長期優良住宅建築等計画にあつては、譲受人の決定の予定時期の六月以内の変更
 - ・ 上記に掲げるもののほか、住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅等計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（建築基準法の確認申請を併せて申請した場合には、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）軽微な変更となる場合は、更正届を提出して下さい。
2. 法第5条第3項の規定による認定の申請に基づき認定を取得した分譲事業者は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定したときは、当該譲受人と共同して、本市に変更の認定を申請してください。
3. 計画の認定に基づく地位を継承される場合には、あらかじめ本市の承認を受けてください。
4. 認定を受けた長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録を作成し、保存してください。記録すべき内容については裏面を参照してください。
5. 認定を受けた住宅の建築の工事が完了したときには、速やかに別添の様式による工事完了報告書（第7号様式）に、工事監理報告書（建築士法第20条第3項の規定によるもの）または建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項の規定によるもの）を添付して本市に提出してください。
6. 認定を受けた住宅の建築又は維持保全を取り止めたいときは、本市の定める様式を用いて届け出を行ってください。
7. 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出た場合にあっては、上記の手続きとは別に建築基準法に基づく中間検査及び完了検査が必要です。本市の建築主事又は指定確認検査機関に検査の申請を行ってください。

なお、この認定通知書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に定められた技術基準に基づき審査し同法に規定する長期使用構造等に適合していることを確認したもので、法令上の問題をすべて容認もしくは証明するものではありません。